

浜松市重度訪問介護利用者大学修学支援事業

令和6年4月版

この事業は、重度の障がいがある人が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学修学をサポートするものです。

1 対象者

浜松市内に在住、又は浜松市外に在住する人で浜松市の障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、下記のア～ウのすべてに該当する人です。

ア	重度訪問介護の対象者
イ	入学後に停学その他の処分を受けていない人
ウ	学修の意欲があり、適切に単位を修得している人（病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く。）

2 大学等の範囲

この事業の対象となる大学等は、学校教育法に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）です。

また、本事業は、大学等が利用対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については以下のア及びイの要件を満たすこととします。

ア	<p>障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会（※1）及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口（※2）が設置されていること。</p> <p>※1 障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議など名称は問わない。また、学生支援委員会など他の専門委員会で障害学生支援について取扱う場合も含む。</p> <p>※2 障害学生支援室、障害学生支援センター、バリアフリー支援室など名称は問わない。また、障害学生支援に関する専門部署ではないが、学生課や保健室等において障害学生支援業務を担当している場合も含む。</p>
イ	<p>大学等において、常時介護を要するような重度の障がいのある者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。</p> <p>※ 本事業を初めて利用する対象者の場合、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。</p>

3 支援の内容

利用対象者が、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等の提供です。

この事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援は対象となりません。なお、修学に関わらない活動への支援は、重度訪問介護の対象となる可能性があります。

4 実施事業者

この事業の実施事業者は、利用対象者が支給申請において指定し、下記の要件を満たし、市長が適当と認めた事業者とします。

ア	重度訪問介護を実施する指定障害福祉サービス事業者
イ	利用者に居宅介護又は重度訪問介護を提供した実績がある等、利用者の身体状況及び適切な支援方法等について熟知していること。
ウ	大学等に利用者の身体状況及び適切な支援方法等について情報提供を行うとともに、当該大学等における支援体制の構築への協力が可能であること。

5 利用の流れ

(1)	利用調整	事業者及び大学等との調整
(2)	支給申請	浜松市重度障害者大学修学支援費支給申請書の作成・市へ提出 (添付書類) <ul style="list-style-type: none">・浜松市重度障害者大学修学支援費支給事業利用計画書・大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類・利用者が属する世帯の課税状況等を証する書類 (課税状況確認ができない場合)・浜松市重度障害者大学修学支援費支給事業承諾書・大学が作成した障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営規定及び大学の支援体制の構築の進捗状況が分かる書類
(5)	支給決定 事業利用	浜松市重度障害者大学修学支援費支給決定(変更)通知書兼受給者証(不支給決定通知書)の交付を受け、事業者と利用にかかる契約を締結し利用

6 サービス提供費用

(1) 利用にかかるサービス費用

サービス提供時間が年間500時間以上の者	30分あたり1,135円
サービス提供時間が年間500時間未満の者	30分あたり1,960円(上限1,135千円)

(2) 利用にかかる利用者負担

原則1割負担(ただし、利用者が属する世帯の住民税課税状況に応じ、負担上限額の設定有)

区分	対象	負担上限額
利用者負担免除	住民税非課税世帯 生活保護受給世帯	0円
一般1	住民税課税世帯 所得割額16万円未満	9,300円
一般2	住民税課税世帯 所得割額16万円以上	37,200円